

平成30年（ネ）第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第1陣）

控訴人兼被控訴人（一審原告） 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

2019（令和元）年7月22日

控訴審準備書面（12）

（川内村の現況）

仙台高等裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺 利 孝



同

広 田 次 男



同

鈴 木 堯 博



同

米 倉 勉



同

笹 山 尚 人



同

向 川 純 平



外

本書面は、控訴審準備書面（9）「被災町村の現況」に続き、川内村の現況について明らかにするものである。

第1 概要

川内村は、福島県双葉郡の中西部に位置する。地理的には浜通り地域に位置しつつも、海には面せず、阿武隈山系の起伏の多い山岳に囲まれた高原性盆地（平均標高456m）に位置する村である。

総面積の87%を林野が占め、自然豊かな地域であった。耕地は村の5%と少ないが、村の大部分を占める山林は、重要な産業資源であるとともに、豊かな自然環境を形成していた。

福島第一原発から同心円状に距離を測ると、20km圏内と30km圏内に分かれ、ほぼ全域が30km圏内に収まっている。

2011年3月11日時点で住民登録をしている住民の数は3028人であった（甲A274、回答のA1）

第2 避難状況

2011年3月11日本件事故発生の翌日である同年3月12日、川内村は避難指示等の対象ではなかったが、同年3月14日、政府が20km～30km圏内に屋内退避指示を発令したことから、川内村村長は、村民に対し全村避難を指示した。

同年4月22日、政府の警戒区域等指定により、川内村は、警戒区域と緊急時避難準備区域に分断され指定された（甲A275）。

2011年9月30日、緊急時避難準備区域指定が解除された。2012年1月31日、川内村は「帰村宣言」を発し、同年3月26日、川内村役場を元の所在地に戻した。

同年4月1日、警戒区域の解除に伴い、川内村内の旧警戒区域は、居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編された（甲A275）。

2014年10月1日、川内村内の避難指示解除準備区域の指定が解除され、従前の居住制限区域が避難指示解除準備区域へと変更された。2016年6

月には旧居住制限区域の避難指示も解除された。

第2 帰村の状況

- 1 住民基本台帳に登録している住民数（以下「住基人口」という）を基準とすれば、2011年3月11日時点で住民登録をしている住民の数は3028人であった（甲A274、回答のA1）ところ、2019年4月1日時点での住基人口は2617名であった（甲A791号証の2）。
- 2 また、実際の村内生活者（住民登録をしており、送付物の住所が村内になっている者）は2014年6月1日時点で1278名、2019年4月1日時点で2117名である（甲A791号証の3）。区域外避難者への住宅支援が打ち切りとなった2017年4月1日には、住基人口、村内生活者ともにいったん増加したが、その後現在に至るまで漸減傾向にある。
- 3 また、2011年9月以降現在に至るまでの転入者は651名であるところ、当該転入者のうち現在に至るまで川内村から転出した者は295名である。それゆえ、2011年9月以降の転入者が現在でも356名存在するが（甲A790の2）、事故前に住民登録していた住民が再度転入した場合を考慮するとしても、多くは事故前の住民ではないため、この人数を控除して帰還状況を考慮すべきである。
- 4 仮に、外部からの転入者を356名としてこれを控除すると、住基人口は2,261名（=2,617名-356名）、村内生活者は1,761名（=2,117名-356名）となるので、その割合は77.9%であること。
- 5 なお、2016年11月1日時点の「完全帰村者」（避難先の仮設住宅や借り上げ住宅を返却して自宅に戻った者）は694名であり（甲A274）、川内村の自宅とは別の住居を持ち、二重生活となっている者も少なくないことがうかがえる。
- 6 年代ごとの避難者の割合であるが、0代～40代の若年層の避難率が高く、

10代に至っては48.41%の住民が未だ避難中である(甲A791の4)。
若年層の避難率が高いことは、将来に向けて村内における人口再生産が著しく滞り、村が元通りの社会に復帰することの困難さを意味するものである。

7 川内村の保育園、小学校、中学校の児童・生徒数は2010年4月の段階で計232名であったが、2019年4月においては100名にまで減少していることも若年層が帰還していないことの証左である(甲A790の3)。

第3 放射線量の推移と除染の状況

1 線量について

(1) 川内村の観光地である平伏沼で2019年4月18日、村役場職員が線量を測定したところ、歩道については0.22~0.28 $\mu\text{Sv/h}$ 、沼畔部では0.19~0.29 $\mu\text{Sv/h}$ 、であった。沼畔部は前回測定時よりも上昇しているという結果が出ている(甲A792)。

(2) 川内村の観光地である高塚高原で2019年4月25日、村役場職員が線量を測定したところ、0.13~0.21 $\mu\text{Sv/h}$ であった(甲A793)。

(3) なお、2019年5月14日に原告西山千嘉子らが高塚高原入口の駐車場脇の林で線量測定をしたところ、線量値は0.374 $\mu\text{Sv/h}$ が記録された(甲C38第23号証の写真⑩)。

2 森林の除染について(甲A790の4)

川内村の面積19,738haのうち、森林は17,360haで、全体の88%を占めるところ、森林については、詳細な土壌調査、空間線量の調査、報告が行われていない。

事故当時に比べると、自然減衰による線量低下があるものの、タラの芽等の山菜やキノコはいまだ出荷制限が継続しており、原木を使ったしいたけの栽培もできない状況にある。

子どもたちが森林で遊ぶ姿も全く見られない状況となり森林離れに拍車が

かかっていること、林業従事者の減少、災害の増加等が懸念されている。

3 仮置場の除染廃棄物について（甲A790の5）

川内村の仮置き場にある除染廃棄物量は、2018年末現在、全体でフレコンバック253488袋である。2020年度の間貯蔵施設への搬出まで残置されている予定である。

第4 生活インフラの状況

1 農業（甲A790の6）

川内村の基幹作物である水稲は、2011年に村全域で作付制限を受けた。2013年以降、水稲の作付制限は解除されたが、未だ放射線量の影響もあり作付けを再開できていない農家が未だ多く存する。2010年度における水稲の作付面積は2,806,921㎡、作付人数は311人であったが、2018年度には、作付面積2036260㎡、作付人数は81人に減少している。

同様に、ソバについても作付面積は632,080㎡、作付人数は134人から作付面積584,850㎡、作付人数58人に減少している。

大豆についても作付面積は125,340㎡、作付人数は34人から作付面積600㎡、作付人数2人に減少している。

2 畜産（甲A790の6）

2010年度において乳牛は100頭、飼養農家数は3であったところ、2018年度においては65頭、農家数は1に減少した。

2010年度において和牛は218頭、飼養農家数は41であったところ、2018年度においては40頭、農家数は8に減少した。

以上